

肝付町地域支援事業実施要綱

肝付町地域支援事業実施要綱（平成24年肝付町告示第61号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この要綱は、介護保険の被保険者が要介護状態又は、要支援状態（以下「要介護状態等」という。）となることを予防するとともに、要介護状態となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことが出来るよう支援することを目的に、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45の規定による地域支援事業の実施について、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）、介護保険法施行規則（平成11年厚生労働省令第36号）並びに国及び県の実施要綱に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（実施事業）

第2条 町は、法第115条の45第1項に掲げる次の介護予防・日常生活支援総合事業（以下総合事業という）を行う。

- （1） 介護予防・生活支援サービス事業（第1号事業）
- （2） 一般介護予防事業

2 町は、法第115条の45第2項に掲げる次の包括的支援事業を行う。

- （1） 総合相談支援業務
- （2） 権利擁護業務
- （3） 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
- （4） 在宅医療・介護連携推進事業
- （5） 生活支援体制整備事業
- （6） 認知症総合支援事業
- （7） 地域ケア会議推進事業

3 町は、法第115条の45第3項に掲げる次の任意事業を行うことができる。

- （1） 介護給付等費用適正化事業
- （2） 家族介護支援事業
- （3） 日常生活支援事業

4 町は、法第115条の46第2項の規定により、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援するため、地域包括支援センターを設置する。

(実施主体と責務)

第3条 この事業の実施主体は肝付町とする。ただし、法第115条の47第1項及び第2項の規定により、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2第1項に規定する老人介護支援センターの設置者その他の厚生労働省令で定める者に対し、包括的支援事業の実施を一括して委託することができる。

2 町は、法第115条の47第4項の規定により、介護予防・日常生活支援総合事業について、厚生労働省令で定める基準に適合する者に対し、その実施を委託することができる。

3 町は、法第115条の47第9項の規定により、任意事業の全部又は一部について、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2第1項に規定する老人介護支援センターの設置者その他の町が適当と認める者に対し、その実施を委託することができる。

4 町および事業実施者は、包括的支援事業の効果的な実施のために、介護サービス事業者、医療機関、民生委員法（昭和23年法律第198号）に定める民生委員、高齢者の日常生活の支援に関する活動に携わるボランティアその他の関係者との連携に努めなければならない。

(対象者)

第4条 地域支援事業の対象者は、次に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

(1) 介護予防・生活支援サービス事業 法第115条の45第1項第1号に規定する居宅要支援被保険者等（居宅要支援被保険者及び法施行規則第140条の62の4第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第197号）に掲げる様式第1の記入内容が同基準様式第2に掲げるいずれかの基準に該当する者（以下「事業対象者」という。））

(2) 一般介護予防事業 第1号被保険者の全ての者及びその支援のための活動に関わる者

(3) 包括的支援事業 被保険者及び被保険者を支援する者及び関係機関

(4) 任意事業 被保険者、要介護被保険者を現に介護する者その他個々の事業の対象者として町が認める者

(介護予防・生活支援サービス事業)

第5条 要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援を実施することにより、活動的で生きがいのある生活や人生を送ることができるように支援することを目的として、次に掲げる事業を実施する。

(1) 訪問型サービス（第1号訪問事業）

ア 訪問介護相当サービス

イ 訪問型サービスA

ウ 訪問型サービスB

エ 訪問型サービスC

オ 訪問型サービスD

(2) 通所型サービス (第1号通所事業)

ア 通所介護相当サービス

イ 通所型サービスA

ウ 通所型サービスB

エ 通所型サービスC

(3) その他の生活支援サービス (第1号生活支援事業)

栄養改善とともに一人暮らし高齢者への見守り等を目的とした配食等を行う事業

(4) 介護予防ケアマネジメント (第1号介護予防支援事業)

2 前項1号イ、2号イ、3号のサービスを利用する者は、介護予防・日常生活支援総合事業のサービス利用申請書(様式第1号、以下「申請書」という。)により町長に申請するものとする。

3 町長は、前項の申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、利用の可否を決定するとともに、介護予防・日常生活支援総合事業のサービス利用決定(許可・不許可)通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

4 町長は、前項の規定により、利用を許可した者について、介護予防・日常生活支援総合事業のサービス利用登録者台帳(様式第3号)に登録するとともに、介護予防・日常生活支援総合事業のサービス利用依頼書(様式第4号)により、実施機関に依頼するものとする。

5 利用者は、決定を受けた内容を変更又は中止しようとするときは、介護予防・日常生活支援総合事業のサービス利用変更(中止)申請書(様式第5号)を変更し、又は中止しようとする日の3日前までに町長に提出するものとする。

6 町長は、前項の申請書を受理したときは、内容を審査し、サービスの変更又は、中止を決定し、介護予防・日常生活支援総合事業のサービス利用決定通知書(様式第6号)により利用者及び実施機関に通知するものとする。

7 町長は、利用者がサービス利用の要件に合致しなくなったとき、又はサービスを継続することが適当でないと認めたときは、サービスの利用を中止することができる。

(一般介護予防事業)

第6条 高齢者を年齢や心身の状態等によって分け隔てることなく、住民主体の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくり

を推進するとともに自立支援に資する取組みを推進し、要介護状態になっても生きがい・役割をもって生活できる地域を構築することにより、介護予防を推進することを目的として、次に掲げる事業を実施する。

- (1) 介護予防把握事業
 - (2) 介護予防普及啓発事業
 - (3) 地域介護予防活動支援事業
 - (4) 一般介護予防事業評価事業
 - (5) 地域リハビリテーション活動支援事業
- (総合相談支援業務)

第7条 地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、次に掲げる支援事業を行う。

- (1) 地域におけるネットワークの構築支援業務
 - (2) 実態把握等支援業務
 - (3) 総合相談等支援業務
 - (4) へき地地区ITネットワーク構築支援業務
- (権利擁護業務)

第8条 問題の解決できない、適切なサービスにつながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、高齢者の権利擁護のため、次に掲げる支援業務を行う。

- (1) 成年後見制度活用促進支援業務
 - (2) 老人福祉施設等への措置支援業務
 - (3) 高齢者虐待への対応支援業務
 - (4) 困難事例への対応支援業務
 - (5) 消費者被害防止支援業務
- (包括的・継続的ケアマネジメント支援業務)

第9条 高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域における他職種相互の連携・協働の体制づくりや、個々の介護支援専門員に対する支援等を行うため、次に掲げる支援業務を行う。

- (1) 包括的・継続的ケア体制構築支援業務
- (2) 介護支援専門員ネットワーク活用支援業務

- (3) 日常的個別指導・相談等支援業務
- (4) 支援困難事例に対する指導・助言等支援業務
(在宅医療・介護連携推進事業)

第10条 医療及び介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進することを目的として、次に掲げる事業を行う。

- (1) 地域の医療・介護の資源を把握する事業
- (2) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策を検討する事業
- (3) 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築を推進する事業
- (4) 医療・介護関係者の情報共有を支援する事業
- (5) 在宅医療・介護連携に関する相談を支援する事業
- (6) 医療・介護関係者の研修を行う事業
- (7) 地域住民への普及啓発を行う事業
- (8) 在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携を行う事業
(生活支援体制整備事業)

第11条 生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図ることを目的として、次に掲げる事項を行う。

- (1) 生活支援コーディネーターの配置
- (2) 協議体の設置
(認知症総合支援事業)

第12条 認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられるために、認知症の人やその家族を支援することを目的として、次に掲げる事業を行う。

- (1) 認知症初期集中支援推進事業
- (2) 認知症地域支援・ケア向上事業
(地域ケア会議推進事業)

第13条 包括的・継続的ケアマネジメント業務の効果的な実施のために、介護支援専門員、保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者、民生委員その他の関係者、関係機関及び関係団体(「以下関係者等」という。)により構成される会議(以下「地域ケア会議」という。)を設置し、個別ケースを検討する会議から地域課題の解決を検討する場まで一体的に取り組むものとする。

2 個別ケースを検討する地域ケア会議(地域ケア個別会議)は、地域包括支援センター等が主催

し、医療、介護等の専門職をはじめ、民生委員、振興会長、NPO法人、社会福祉法人、ボランティア等地域の多様な関係者が協働し、介護支援専門員のケアマネジメント支援を通じて、介護等が必要な高齢者の住み慣れた住まいでの生活を地域全体で支援していくことを目的とする。

3 町は、個別ケースの検討により共有された地域課題を地域づくりや政策形成に着実に結びつけ、地域包括ケアシステムの構築に向けた施策を推進することを目的とする。

(介護給付等費用適正化事業)

第14条 介護給付に要する費用の適正化のため、次に掲げる任意事業を行うことができる。

- (1) 介護（予防）給付の適正化のためのサービス内容検証事業
- (2) 介護予防制度の適正な運用のための情報提供事業
- (3) 適切な介護サービスを提供するための環境整備事業
- (4) その他、町長が必要と認める事業

(家族介護支援事業)

第15条 要介護者を現に介護している方を対象とした、介護方法の指導や支援のため、次に掲げる任意事業を行うことができる。

- (1) 家族介護支援事業
- (2) 認知症高齢者見守り事業
- (3) 家族介護継続支援事業
- (4) その他、町長が必要と認める事業

(日常生活支援事業)

第16条 介護保険事業の安定化及び被保険者の地域における自立した日常生活の支援のため、次に掲げる任意事業を行うことができる。

- (1) 成年後見制度利用支援事業
- (2) 福祉用具・住宅改修支援事業
- (3) 地域自立生活支援事業
- (4) 地域ネットワーク構築事業
- (5) その他、町長が必要と認める事業

(利用料)

第17条 町は、法第115条の45第4項の規定により地域支援事業の利用者に対し、利用料を請求することができる。

(地域包括支援センター)

第18条 地域包括支援センターは、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 法第115条の22第1項に規定する指定介護予防支援事業
- (2) 「地域支援事業の実施について」（平成18年6月9日付け老発第0609001号）の別記1の第2(2)に掲げる一般介護予防事業
- (3) 法第115条の45第1項第1号二に規定する第1号介護予防支援事業
- (4) 法第115条の45第2項第1号から第3号までに掲げる包括的支援事業
- (5) 法第115条の45第3項の各号に規定する任意事業
- (6) 法第115条の48第1項の各号に規定する地域ケア会議推進事業
- (7) その他、地域包括支援センターの設置目的を達成するために必要な事業

2 地域包括支援センターは、法第115条の23第3項の規定により、指定介護予防支援事業の一部を厚生労働省令で定める者に委託することができる。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、地域支援事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

介護予防・日常生活支援総合事業のサービス利用申請書

年 月 日

肝付町長 様

申請者 住所 肝付町
氏名

㊞

介護予防・日常生活支援総合事業のサービスを利用したいので、下記のとおり申請します。
記

利用者	ふりがな				生年月日	年 月 日	男・女
	氏名				電話番号		
	住所 肝付町				事業対象者 要介護 ()	要支援 ()	その他 ()
家族の状況	氏名	続柄	同居・別居	医療情報	医療機関		
					主治医名		
					連絡先		
緊急連絡先							
身体状況（現疾病名及び既往病など）							
希望する事業 （配食サービス・訪問介護サービス・通いサービス・その他）							
希望する事業所名							
希望する理由							
介護予防・日常生活支援総合事業の配食希望日 月・火・水・木・金・土 の昼食 月・火・水・木・金・土 の夕食							

※同意書

- サービス提供の際に返事がないときは居宅に入り安否確認を行っても構いませんか。
・入っても構わない ・入らないでください（どちらかに○をしてください。）
- 介護予防・日常生活支援総合事業の適正運用のため、対象者の介護保険及び税情報の一部を町の担当者が閲覧することを承諾します。

氏名 _____ (続柄 _____) ㊞

様式第2号（第5条関係）

介護予防・日常生活支援総合事業のサービス利用決定（許可・不許可）通知書

様

肝付町長

印

年 月 日付で申請のあった介護予防・日常生活支援総合事業のサービス利用については、下記のとおり（許可・不許可）しましたので通知します。

記

1 許可します。

サービス名		
利用開始時期	年 月 日から	
回数	週当たり 回 1日 (回・食)(昼・夕)	
配食サービス	容器の回収	原則として次の配食時に回収する。
	配食サービスを行わない日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日曜日 ・ 年末・年始(12月30日～翌年1月3日まで) ・ その他町長が特に定めた日
	注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食中毒を防ぐため、ごはんやおかずを絶対に別の容器に移し替えないこと。 ・ 食べ残したものは、そのままにして容器とともに返却し、夕食及び翌日に食さないこと。 ・ 配食は昼食・夕食をその都度食べること。 ・ 配食を停止又は中止しようとするときは、3日前までに連絡すること。(連絡がないときは、料金をいただきます)

2 許可できません。

理由: _____

様式第3号（第5条関係）

介護予防・日常生活支援総合事業のサービス利用登録者台帳

サービス名	番号	登録者氏名	住所（振興会）	性別	生年月日	電話番号	緊急時連絡先	備考
			()	男・女	・ ・	—		
			()	男・女	・ ・	—		
			()	男・女	・ ・	—		
			()	男・女	・ ・	—		
			()	男・女	・ ・	—		
			()	男・女	・ ・	—		
			()	男・女	・ ・	—		
			()	男・女	・ ・	—		
			()	男・女	・ ・	—		
			()	男・女	・ ・	—		

様式第4号（第5条関係）

介護予防・日常生活支援総合事業のサービス利用依頼書

様

肝付町長 ㊟

介護予防・日常生活支援総合事業のサービス利用について、下記の者が決定したので依頼します。

記

1 サービス名 _____

2 利用者情報

利用者	ふりがな		性別	男 ・ 女
	氏名		生年月日	年 月 日
	住所	肝付町	電話番号	
	1食あたりの利用者負担金		円	
連絡先	ふりがな		続柄	
	氏名		電話番号	
	住所		勤務先	

3 サービス情報

開始日	年 月 日から							
利用回数	週当たり 回							
	ア 昼食	昼食	月	火	水	木	金	土
	イ 夕食	夕食						
登録年月日	年 月 日	登録番号	第 号					

4 その他

様式第5号（第5条関係）

年 月 日

介護予防・日常生活支援総合事業のサービス利用変更(中止)申請書

肝付町長 様

申請者 住所 肝付町

氏名 ㊟

介護予防・日常生活支援総合事業のサービス利用について、下記のとおり変更(中止)したいので申請します。

記

氏 名		登録番号	
住 所	肝付町		
サービス名			
中止年月日			
変更(中止)の理由・内容			
備 考			

様式第6号(第5条関係)

介護予防・日常生活支援総合事業のサービス利用変更（中止）決定通知書

第 号
年 月 日

様

肝付町長

㊟

介護予防・日常生活支援総合事業のサービス利用について、下記のとおり変更(中止)を決定したので通知します。

1 サービス名

2 利用を変更(中止)した者

利用者 番号	氏 名	住 所	利用変更(中止)年月日
		肝付町	

3 変更(中止)の理由

